

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	住まいるいちばんネクスト ^{ファイブ} V (全国保証(株)保証付) (Aコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコース)
------------------	---

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の各号すべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 団体信用生命保険に加入が認められる方（原則） ② 借入申込時年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満の方で、かつ最終返済時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし「がん保障特約付団体信用生命保険」に加入を希望した場合は、借入申込時年齢と実行時年齢が満 20 歳以上満 50 歳未満の方 ③ 手形交換所の取引停止処分を受けていない方、個人信用情報の事故登録者でない方 ④ 安定継続した前年年収が 100 万円以上の方 ⑤ 正社員及び医師・弁護士等は 1 年以上、親族会社の正社員・法人役員は 1 年以上かつ通年決算 2 期以上、自営業者は通年決算 2 期以上の方、または公的年金を継続的に受給されている方 ⑥ 返済比率が次の範囲内の方（既存の借入を含む） 					
	項目	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
	返済比率	40%	年収400万円未満 年収400万円以上	30% 35%	同左	35% 40%
		<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 全国保証(株)の保証を受けられる方 ⑧ 反社会的勢力に該当しない方 ・ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・ 当金庫の地区内に事業所を有する方の役員、または勤務されている方 <p>※ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。</p>				
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己居住用物件の購入・借換等 住宅の建築を目的とした土地購入資金、住宅の新築・リフォーム資金、住宅用発電設備及び省エネ設備にかかる資金、住宅に付随するインテリア及びエクステリア資金、住宅資金の借換資金、自己居住用住宅の住み替えに要する資金 ・ 上記に係わる諸費用 保証料・事務手数料、登記申請費用、火災・地震・家財保険料、不動産仲介手数料、引越費用、借換の場合の繰上完済手数料など 					

地域をつなぎ、地域と共に歩む



ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100 万円以上 10,000 万円以下（1 万円単位） ※ 担保評価額の 200%以内（借地の場合は 60%以内） 担保評価額の 100%超の場合、保証料が異なります。
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年以上 35 年以内（月単位）
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 年固定金利選択型、5 年固定金利選択型、10 年固定金利選択型または変動金利型をお選びいただきます。 ・ 3 年固定金利型の場合 ご融資開始から 3 年間（特約期間）は融資利率の変更はしません。 ・ 5 年固定金利型の場合 ご融資開始から 5 年間（特約期間）は融資利率の変更はしません。 ・ 10 年固定金利型の場合 ご融資開始から 10 年間（特約期間）は融資利率の変更はしません。 <p>※ 固定金利期間終了後は、固定金利期間を再設定することも可能です。固定金利を選択されない場合は、下記の変動金利型利率となります。</p> <p>※ 固定金利型（3 年、5 年、10 年）については借入当初の金利が適用されるのは、特約いただいた固定期間（3 年、5 年、10 年）に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。特約期間終了時点で再度固定金利を選択することもできますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります。</p> <p>※ また、「固定金利特約期間の自動継続サービス」がございますので、後述の「付加できるサービス」欄をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①新規ご融資の場合 毎年 3 月 1 日、9 月 1 日現在の「住宅ローン最優遇金利」をもとに算出し、4 月 1 日、10 月 1 日より適用いたします。 ②ご融資後の見直しの場合 毎年 4 月 1 日、10 月 1 日現在の「住宅ローン最優遇金利」を基準として見直し、それぞれ 6 月、12 月のご返済日の翌日から適用いたします。 <p>※ なお、変動金利型を選択されますと、固定金利型への変更はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利については窓口までお問い合わせください。

地域をつなぎ、地域と共に歩む



<p>ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等または元利均等の分割返済とし、年2回のボーナス月の増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金は、ご融資金額の50%以内とします。なお、元金返済の据置期間は1年以内とします。 ※ 給与所得者以外の方（個人経営者等）については、ボーナス月の増額返済の併用はできません。 ・元金均等返済の場合は、毎回の元金返済額を変更することなく、新融資利率に基づいて、当金庫所定の計算方法により新利息額を算出させていただきます。 ・元利均等返済の場合は、融資利率変更時点の新融資利率・残存元金残存期間等に基づいて、当金庫所定の計算方法により新元利金返済額を算出させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①固定金利型の場合 <p>特約期間中の返済額は変わりません。再特約時の返済額は、その時点で再計算します。</p> ②変動金利型の場合 <p>年1回元利金返済額を変更します。新元利金返済額は、毎年10月1日を基準日として新融資利率・残存元金・残存期間等に基づいて金庫所定の計算方法により算出し、毎年1月のご返済分から適用になります。利率が上昇しても新しいご返済額は前回のご返済額の1.25倍を上限とします。なお、当初の借入期間が満了しても未収利息及び貸出金の一部が残る場合は返済期限に一括してご返済いただきます。</p>
<p>収入合算者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1名に限り可 ・下記の基準を満たす場合には、合算者の年収の2分の1を限度に合算することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ①満20歳以上満65歳未満 ②同居する配偶者、親または子 ③対象者条件を満たす方（年収100万円以下の方も可能） ・なお、所得合算者は、連帯保証人または連帯債務者とさせていただきます。
<p>連帯保証人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保証㈱の保証をご利用いただきますので、原則として連帯保証人は必要ありません。 ・ただし、ご融資の対象となる土地・建物等をお申込人以外の方が所有している場合は連帯保証人とさせていただきます。 ・収入合算者及び保証会社が特に求めた場合には、連帯保証人とさせていただきます。

地域をつなぎ、地域と共に歩む



担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・融資の対象となる土地、建物等に、第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ※ 担保設定費用は別途ご負担いただきます。 ・建物には融資期間中、融資額以上の火災保険にご加入いただき、保険金請求権に当金庫を質権者とする質権を設定させていただきます。
--------	---

保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用に際して別途保証料が必要になります。 ・保証料は、ご融資金額・該当商品（コース）・担保評価により異なります。 ・保証料のお支払い方法は、お借入時に一括払いになります。お客さまから保証会社へお支払いいただきます。保証料は融資金額に含めることができます。 ※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。 ・コース別保証料（融資金額 100 万円・20 年保証の場合）
-------------	--

		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
100万円、 20年の場合	通常保証料	6,632円	11,369円	14,211円	19,896円	28,423円
	超過保証料	28,423円	42,635円	71,059円 借換 42,635円	99,482円	127,906円

	<ul style="list-style-type: none"> ※ 超過保証料とは、融資金額が担保評価額を超過した部分に対する保証料です。 ※ Cコースの借換とは、資金使途に借換または住み替えを含む場合です。 <p>【保証料の例】 (Cコース 融資金額 1,000 万円・20 年返済、借換を含まない場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 融資金額が担保評価額の 100%以内 …142,110 円 ② 融資金額のうち、800 万円までが担保評価額の 100%以内、200 万円が担保評価額の 100%超 …113,688 円 + 142,118 円 = 255,806 円 <ul style="list-style-type: none"> ・保証料返戻については、保証履行による返済を除いて全額繰上完済時に保証会社所定の計算方法により返戻される場合があります。
--	--

地域をつなぎ、地域と共に歩む



<p>各 種 手 数 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務手数料 事務手数料として、54,000 円（消費税込）を保証会社にお支払いいただきます。事務手数料は融資金額に含めることができます。 ・ 下記の場合には、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 融資取扱手数料 (2) 繰上償還（一部・全部）手数料 (3) 条件変更手数料 (4) 不動産担保設定手数料 (5) 固定金利選択手数料 (6) 特約期間自動継続契約解除手数料 等 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。
<p>団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「団体信用生命保険」（団信）にご加入いただきます。 ※ 保険料は当金庫が負担いたします。 ・ ご希望により（1）、（2）を選択いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般団信 (2) がん団信 ・ 団信に加入される方の年齢制限については以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般団信をご選択された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満で、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方 (2) がん団信をご選択された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入時の年齢が満 20 歳以上 50 歳未満で、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方 ・ がん団信をご選択いただく場合は、ご融資利率に 0.3% 上乘せさせていただきます。 ・ 一般団信は、申込日（告知日）から 1 年以内に融資を実行させていただきます。 ・ がん団信は、申込日（告知日）及び証明日（回答日）から 6 ヶ月以内に融資を実行させていただきます。 ・ ご加入いただいた保険において、発生事由によっては保険金が支払われない場合もあります。 ・ 詳しくは、窓口へお尋ねください。

<p>付加できるサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利特約期間自動継続サービス <p>固定金利型をご選択されたお客様は、ご希望により「固定金利特約期間自動継続サービス」をご利用いただけます。固定金利特約期間（3年、5年、10年）終了の都度、同一の特約期間を自動継続いたします。</p> <p>(1) ご利用いただけるお客さま 新規に固定金利選択型住宅ローンをご契約いただく方、または現在固定金利選択型住宅ローンをご契約いただいている方</p> <p>(2) 手数料 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅ローンを新規でお申しいただく方は無料です。 ② 固定金利選択型住宅ローンをご利用中の方は固定金利特約期間自動継続への切替手続きに伴う手数料が必要となります。 </p> <p>(3) 契約の解除 特約期間自動継続の契約解除（利用停止）をご希望される場合は、特約期間終了日の10営業日前までに当金庫へご連絡をいただき、当金庫の所定の手続きにより固定金利特約期間自動継続契約を解除できます。なお、固定金利特約期間自動継続の解除手続きに伴う手数料が必要となります。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。</p> ・ 紛争解決措置 <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>

地域をつなぎ、地域と共に歩む



その他参考と
なる事項

- ・窓口にて返済額および保証料の試算ができますので、お申し出ください。
- ・ご融資金は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。またご入金後はお支払い先にお振込みいただきます。
※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。
- ・お申し込みに際しては、審査させていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございます。なお、審査内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 30 年 6 月 11 日 現在

地域をつなぎ、地域と共に歩む

